

「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」の概要

2007年2月16日

プラットフォームガイドラインの運用 WG

1. 委員会の目的

プラットフォームの公正性・中立性・透明性を確保するための措置を講ずること

2. 執行

- (1) 運用状況の調査、確認および協議
- (2) 苦情等の調停ならびに裁定
- (3) ガイドラインの内容について協議し、必要と判断した場合は、スカパー！に対して改訂を勧告することができる

3. 委員の構成

- (1) 有識者3名、放送事業者代表2名、スカパー！代表2名
- (2) 有識者から委員長、委員長代理を互選により選任する。
- (3) 放送事業者代表委員は、案件によって、苦情申立て事業者が変更要請できるものとした。代理委員は、予め2名以上選定する。

4. 運用

- (1) 原則3ヶ月に1回、定期的に委員会を開催する
- (2) 苦情等の申立てがあり、①ガイドラインに関するもの ②当事者間の話し合いが相容れない状況になっているもの、であった場合には、委員会を開催する。
- (3) 委員会および議事録は、原則非公開。議事要旨は原則公開する。
- (4) 公開はインターネット等を活用する。
- (5) 苦情の申立事業者は委員会を傍聴することができる。

5. 裁定、調停

- (1) 委員会は、話し合いによる合意形成を目指す。
- (2) 合意形成ができなかった場合、調停または裁定を行う。
- (3) 裁定の結果は「勧告」または「見解」として当事者に告知すると共に、インターネット等で公表する。
- (4) 委員会への審理請求は、衛星放送協会の会員に限らず、ガイドラインの運用に関わる全ての事業者が可能とする。(個人の苦情は取り扱わない)
- (5) 調停等には、委員の過半数による議決を要す。

以上